

# 八幡市災害時要援護者支援対策事業について (ご案内)

本事業は、災害発生時にひとりで避難することが難しい人(要援護者)が安全な場所までの逃

げ遅れや避難できないことを防ぐため、「共助」の観点から地域にお住まいの方々に要援護者の

避難の手助けなどをする人(避難支援者)となっていただき、地域全体で要援護者の支援活動に

取り組むことを目的としています。

この取り組みは、支援が必要な人に、誰が支援して、どこへ避難してもらうかなどをあらかじ

め決めた個別避難計画(災害時要援護者台帳)を市が作成し、地域等に共有することで地域の

防災力の向上につなげるとともに、要援護者ご自身にもできる限りの災害への備えを促し、

個人の防災力の向上につなげるものです。

## ◆登録の対象者は

登録の対象者は、災害発生時に情報の収集や安全な場所への避難が難しく、家族以外の

第三者の支援が必要であると思われる次のような人です。

なお、施設や病院に入所、入院されている人は対象になりません。

### (1) 障がい者等で日常的に支援を必要とする人

- ・ 身体障害者手帳の1級または2級を持っている在宅の人
- ・ 精神障害者保健福祉手帳1級を持っている在宅の人
- ・ 療育手帳のAを持っている在宅の人



(うらにつづく)

## (2) 日常的に支援を必要とする人

- ・ 介護認定で要介護3以上の認定を受けている在宅の人
- ・ 満75歳以上の高齢者で、一人で住んでいる人
- ・ 満75歳以上の高齢者だけで住んでいる世帯

## (3) その他市長が必要と認める人

前記に掲げる人のほか、災害時に自力での避難が難しく支援が必要と認められ、

かつ、本人が地域の支援を希望する人

### ◆ 避難支援者について

登録を希望される人は、いざという時に支援が受けられるよう、原則として、ご近所の人の中

からご本人の了解を得て、2名以上の避難支援者をお願いしてください。

なお、避難支援者を見つけることが困難な方でも登録は可能ですので、ご相談ください。



■ 登録を希望される人は、「登録申請書」に必要事項を記入し、  
同封の返信用封筒にて福祉総務課にご返送ください。

【お問合せ先】

八幡市 健康福祉部 福祉総務課 Tel. 075-983-3058